

# 八尾市情報開示大綱

八 尾 市

## 目 次

- 1 情報開示大綱策定の目的..... 1 頁
- 2 情報開示の基本方針..... 2 頁
- 3 情報開示推進のための指針..... 6 頁

## 1 情報開示大綱策定の目的

八尾市ではこのたび、市民・企業・行政のパートナーシップで21世紀のまちづくりを進めるため、「人権が尊重され共生の心があふれる人間都市づくり」「市民主役の自律都市づくり」「地域資源を活かした循環型の都市づくり」を基本理念とする八尾市総合計画を策定したところであります。

情報開示大綱は、これからのまちづくりにおいて市民と市が情報を共有することが大切であることに着目して、情報開示をより積極的に進めていくための市としての考え方を示したものです。

八尾市総合計画の基本構想で掲げた本市の将来像「一人ひとりの夢と元気が未来をつむぐ都市・八尾」の実現を目指すためには、積極的な市民参加のしくみづくりが必要であり、そのため市民が日常の生活に必要な情報を入手できるようにするとともに、市民に対する説明責任に基づいた積極的な情報開示を行い、市民からの意見を市政運営に反映し、八尾市の将来都市像の実現に努めてまいります。

## 2 情報開示の基本方針

八尾市総合計画を基に策定した実施計画にある事務事業並びに市が実施するその他の事務事業について、市民との情報共有を目指し、情報を電子化し、手軽に検索できるようにするとともに、市民の目線に立ったわかりやすい情報を様々なメディアを利用して開示します。

情報開示を積極的に行うことにより、行政の意思決定の過程を市民に明らかにし、意思決定の透明性を確保します。

行政は説明責任を持ち、市民側は情報開示を通じてまちづくりの参画者としての当事者意識を持ち、市民と行政の意識改革を通じて、双方のコンセンサスをつくることができるよう努めるものとします。

特に、次の3つの情報開示を推進します。

### 1 . 情報開示型自治体会計の推進

費用と効果の視点から自治体会計情報をわかりやすく開示する必要があります。

そのためにはまず、市の財政状態を明確にするため、企業会計的な考え方を取り入れた財政分析を行い、財政運営に活かすことが有効であると考えられます。

そのための一つの手法として、財務諸表を作成することで、企業経営的センスを養い企業経営的手法を市政運営に活用することができ、事業ごとのコストや効果を明らかにできる企業会計のしくみを加えることにより、市民に対する説明責任を果たすこととなります。また、市民からの意見等を参考にしながら、行政評価システムと連動させることによってスクラップ・アンド・ビルドを促進させる役割を果たすことができます。

## 2. ステップ型情報開示（意思形成過程の情報開示）の推進

これまで、市民から見てわかりにくいと言われている行政の意思形成過程（計画策定のプロセスや審議の経過に関する情報）を積極的に開示し、市政運営の透明度を高めることが重要です。また、開示するだけでなく、市民参画を促進するには、市民の意見を聴くシステムを確

立し、これらの意見や市の対応状況も開示し、有効なもの  
は事業に反映させるということが重要です。

### 3．地域経営支援の情報開示

八尾市総合計画にある地域経営システムとは、市民と行政並びに企業がパートナーシップのまちづくりを行うため、互いに連携するしくみをいいます。市民がまちづくりに参画するためには、まず具体的な活動やそれに関する情報が必要です。多様な価値観をもった市民に対して、より多くの情報を発信していく必要があり、それらの情報は出先機関や自宅などで手軽に入手することが求められています。

そして、それら地域の活動状況や議論された内容（活動テーマ別の意見、知識、アイデア等）を整理し、データベース化することが重要になります。これを2次的に利用することにより、地域の課題への対応が可能となり、また地域のリーダーを育てるためのツールにもなりえるからです。

なお、情報開示の方法等の詳細については、別に定める指針により行います。

### 3 情報開示推進のための指針

#### (趣旨)

第1 この指針は、情報開示大綱の基本方針を基に情報開示の方法について必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この指針において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情 報 八尾市総合計画にある将来都市像の実現に必要な事務事業の情報及び市が実施するその他の事務事業に関する情報など市が保有する情報をいう。
- (2) 情報開示 八尾市総合計画にある将来都市像の実現に向けて行う積極的な情報開示をいう。

#### (情報開示の進め方)

第3 開示する情報については、すべて適切な目的のもとに、有効性、妥当性を考慮のうえ、本市のめざす市民参画の

- まちづくりや市民の福祉、教育および文化等に貢献できるものであることを要する。
- 2 本市が保有する情報については、常にその内容を検討し、個人情報保護に配慮しつつ、積極的に開示することとする。
  - 3 情報は電磁的記録にて作成することを基本とし、情報を迅速に検索できるようデータベース化に努めるものとする。
  - 4 市民にとってわかりやすい情報開示方法を工夫することとする。
  - 5 主管の課かいの長（以下「主管課長」という。）は、開示する情報が本指針の主旨に反しないと認めた場合は、ホームページ等にて開示するとともに、開示した情報を統一様式により情報公開コーナーに連絡することとする。
  - 6 情報公開コーナーは、前項の規定により連絡を受けた場合、これを集約し、管理することとする。
  - 7 刊行物の取扱いについては、八尾市刊行物取扱要綱に規定しているが、同刊行物に記載されている内容をホーム

ページでも確認できるよう工夫することとする。

- 8 主管課長は、市政だより、ホームページ等様々なメディアにより開示することを前提とし、市民に対する情報開示の格差をなくすよう努めなければならない。また、職員は、情報開示の基本方針に基づき利用者の視点に立って、利用方法等を改善するものとする。
- 9 主管課長は開示した情報について、市民が意見を述べることができるよう工夫しなければならない。また、得られた意見を集約し、この結果を開示しなければならない。
- 10 その他この指針に定めるもののほか、情報開示について必要な事項は、市長が別に定めるものとする。